

令和6年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年2月28日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和6年3月19日 午前10時00分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和6年3月19日 午後1時08分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	水 山 洋 輔	出	9番	宮 崎 良 平	出
	2番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	山 口 虎 太 郎	出	16番	辻 浩 一	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	市民課長	
	副市長	早瀬宏範	健康づくり課長	
	教育長	杉崎士郎	統括保健師	
	行政経営部長	永江松吾	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	三根竹久	福祉課長	
	市民福祉部長	小池和彦	農業政策課長	
	産業振興部長	井上章	茶業振興課長	
	建設部長	井上元昭	観光商工課長	
	教育部長	山本伸也	建設課長兼 農林整備課長	
	観光戦略統括監	近藤光則	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	環境下水道課長	
	財政課長	中村忠太郎	教育総務課長	
	税務課長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会計課長	
	広報・広聴課長		監査委員事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		農業委員会事務局長	
SAGA2024 推進課長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒井八重美		

令和6年第1回嬉野市議会定例会議事日程

令和6年3月19日（火）

本会議第8日目

午前10時 開議

- 日程第1 発議第4号 九州新幹線西九州ルート未着工区間の整備方式に関する意見書について
- 日程第2 発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について
- 日程第3 討論・採決
- 議案第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
- 議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例について
- 議案第5号 嬉野市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例について
- 議案第13号 塩田庁舎等利活用基本構想について
- 議案第14号 嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更について
- 議案第15号 指定管理者の指定について
- 議案第16号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第17号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第19号 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について
- 議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算
- 議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理
事業費特別会計予算

議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計予算

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第25号 嬉野市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

追加日程第1 発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議につ
いて

追加日程第2 発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議
について

日程第4 議員派遣について

日程第5 閉会中の付託事件について

午前10時 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 発議第4号 九州新幹線西九州ルート未着工区間の整備方式に関する意見書についてを議題といたします。

それでは、議案を朗読して提案理由の説明を求めます。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

皆様おはようございます。

発議第4号

九州新幹線西九州ルート未着工区間の整備方式に関する意見書について
標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第
1項の規定により提出する。

令和6年3月19日提出

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提出者 嬉野市議会議員 宮 崎 良 平

賛成者 嬉野市議会議員 梶 原 睦 也

賛成者 嬉野市議会議員 田 中 政 司

賛成者 嬉野市議会議員 芦 塚 典 子

賛成者 嬉野市議会議員 森 田 明 彦
賛成者 嬉野市議会議員 増 田 朝 子
賛成者 嬉野市議会議員 川 内 聖 二
賛成者 嬉野市議会議員 山 口 虎太郎
賛成者 嬉野市議会議員 諸 井 義 人
賛成者 嬉野市議会議員 諸 上 栄 大
賛成者 嬉野市議会議員 山 口 卓 也
賛成者 嬉野市議会議員 阿 部 愛 子
賛成者 嬉野市議会議員 古 川 英 子
賛成者 嬉野市議会議員 大 串 友 則
賛成者 嬉野市議会議員 水 山 洋 輔

理由 九州新幹線西九州ルートに関し、将来に向けた県民の利益と西九州全体の発展を見据えた様々な可能性について議論し、その上で国、県に対して方向性を見いだすことを要請するため意見書を提出する。

九州新幹線西九州ルート未着工区間の整備方式に関する意見書（案）

当市においては、2022年暫定開業が公表された九州新幹線西九州ルートについて、これまでも関西圏から直通で乗り入れが可能な整備方式を一貫して求めており、そのうえで「歓声が響きあう嬉野市」を目指してまちづくりを進めている。

そのような中、未だに国土交通省と佐賀県の間では、未着工区間（新鳥栖～武雄温泉）の整備方式、またルートについて決断がなされていないどころか、方向性さえ見いだせていない。

嬉野市では、西九州新幹線開通に伴い、一部区間という条件でありながらも、観光客数、企業誘致数、移住者数を見ても明らかに増大し、街の賑わいにおいても新幹線効果の恩恵を受け、高速鉄道の利便的価値が享受されていることを日々感じている。

この状況を踏まえ県内全域及び西九州全体で利便的価値を享受し、大きなうねりとして経済的、社会的、文化的な浮揚につなげていくことが必要であると考えます。

また災害に対する強靱化、物流新幹線としての可能性、安全で安定的な輸送システム、ビジネス及び観光客の行動範囲の広がりによる交流人口の拡大及び建設費用に対する投資効果等、様々な観点から見てもフル規格による整備が必要不可欠である。

2027年以降にリニア中央新幹線も開通されるといわれる中、巨大都市圏とのつながりは必須であり、未着工区間開通後の新幹線は、県外からの活力を県内へ注ぎ込む大動脈であることは至当である。

佐賀県民の未来と県政発展及び西九州全体の発展を見据え、F G T失敗の責任の明確化、

現行の財政スキームと建設スキームの改正等も含め国・県は、各関係機関との早急な協議、交渉を行い、そのうえで県内未着工区間におけるフル規格での整備方式の早期実現を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

佐賀県嬉野市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
国土交通大臣 殿
佐賀県知事 殿
佐賀県議会議長 殿

以上であります。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題とした発議第4号につきましては、議員全員が提出者、また賛成者です。よって、委員会付託、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

発議第4号について採決をいたします。

発議第4号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、発議第4号 九州新幹線西九州ルート未着工区間の整備方式に関する意見書については可決をいたしました。

次に、地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定に基づき、修正の動議を議題といたします。

昨日、山口虎太郎議員ほか1名から、議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算の修正が提出され、同日議会運営委員会が開催されました。

日程第2. 発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について議題

といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

おはようございます。

発議第5号

議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和6年3月19日提出

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提出者 嬉野市議会議員 山口虎太郎

賛成者 嬉野市議会議員 芦塚 典子

理由 議案第20号令和6年度嬉野市議会、嬉野市一般会計予算の一部を修正する必要があるため。

動議の提案理由。

令和6年度嬉野市一般会計予算に提出された商工費委託料、温泉配湯管現況調査450万円について修正を求める。

歳出、商工費委託料の温泉配湯管現況調査は一般財源であり、嬉野市が歳出する事業において利益の享受を目的としている嬉野温泉配湯事業を行っている事業者の温泉配湯管現況調査の委託料として市民の税金を投入することは問題がある。

今回、温泉配湯管現況調査は、本来、利益を享受している配湯事業者が行うべき配湯管の維持管理費である。市民の税金をもって配湯管現況調査を行うべき根拠がなく、また、個人事業者の利益、既得権益の侵害になりかねない。

今回の予算編成において、有効で公平性のある事業の歳出は認められないため、令和6年度嬉野市一般会計予算の一部修正を求める。

議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案については、別紙のとおり予算修正については予備費に計上する。

第1表 歳出、款7. 商工費、項1. 商工費4億5,112万8,000円から450万円を差し引き4億4,662万8,000円とし、予備費を2,450万円と改める。

歳出総額212億700万円は変わらず、調査説明においては別紙を御覧いただきたい。

以上、私の予算修正に関する提案理由です。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案については追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告なしで質疑を行います。質疑はありませんか。大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、山口虎太郎議員に質問をさせていただきます。

この温泉という資源天然資源は、嬉野市にとって大変有効な、大切な資源だと思いますけれども、その資源の調査に関するところで、議案質疑の中で市長の答弁の中でも、今後の条例の制定であったり調査の公表もどういう形でするか分からないけれども、税金を使ってする以上は公表していくという答弁がありましたけれども、その点をどのように受け止められていますか。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

皆さんも御存じだと思いますが、令和4年第2回の定例議会の中での一般質問において、宮崎議員が市長のほうへ源泉の集中管理に対して質問をされました。その中で、市長のほうも答弁をされましたが、本当に今、源泉所有者の方また配湯管所有者の方の権利、また既得権益というものがありますので、その集中管理に関しては非常に難しいという答弁をされました。

こういう状況の中であって、今回、温泉配湯管の現況調査をするということは、私は非常に問題があるというところで判断をしました。できれば、市長が当初予算で出されるならば、やはりもっと温泉の集中管理に対しての基本的なスタンス、温泉課をつくるなり、そのための研究をやるというところでの予算づけであれば私は別に異議はありません。それが私の今回の修正動議に対する理由です。

○議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○2番（大串友則君）

それでは、山口虎太郎議員は、この調査自体を税金を使ってするということが自体に反対という意味なのか、この調査をするのは必要と考えるのか、考えないのか、お伺いしていいですか。

○ 8 番（山口虎太郎君）

今、嬉野市の温泉に関するそういうスタンスは非常に難しい立場があるという点がまず大前提です。その中において、調査をしてどういう効果がある、また、その調査をどういうふうに、どのような形で公開して、市民の皆さんと享受して、今後のそういう集中管理へ向けた方向性というものをきちんと示されていれば、私は問題はないかと思えます。

ところが、今時点ではまだそういういろんな問題が残っておりますので、やはりそこを避けては通れないなという判断が私にはあります。

○ 議長（辻 浩一君）

大串友則議員。

○ 2 番（大串友則君）

すみません、今回のこの調査配湯管の現況調査の事業の中には、この集中管理の事業自体のことは多分入っていなかったかなと思うんですけども、そこが、何か全然事業が別のことを言われているような感じがしますけれども、その辺のところはどのようにお考えか、最後にお伺いいたします。

○ 8 番（山口虎太郎君）

分かりました。今度の主要な事業の説明書の中で、目的、効果というものを書いてはあります。その中で、温泉管の調査をすることによって円滑な温泉配湯を図り、資源の保護及び嬉野温泉全体の継続的な発展に寄与するという意味で書いてあることは分かります。

しかし、ここは現実のものとして、配湯会社の事業者の方、また源泉の持ち主の方との具体的な協議とか、そういうものがまだできていない段階において、やはり既得権益のある温泉管、配湯管を市の税金でもって調査をするということは、私は避けていただきたい。

以上です。

○ 議長（辻 浩一君）

ほかに。諸上栄大議員。

○ 6 番（諸上栄大君）

それでは、お尋ねします。さきの議案質疑の中でも、この件に関してはいろいろ質疑がなされたかと思うんですけども、そのときの担当課の答弁の中では、まずもって、この調査を行って、どこがどのような支障があるかという根拠を基に今後進めていくというような答弁がある中で、これは温泉資源というのをこれから守っていくための第一歩だと思うところでございます。そういう根拠づくりの一仕様、調査ということで、そのことに対してこの修正動議をかけられた理由というのが私の中ではいかななものかと思いましたので、その考え方をお尋ねしたいと思います。

○ 8 番（山口虎太郎君）

まず、温泉に関わるやり方として、市長が今現在、一生懸命やっておられます。これは私

も理解はしております。その中において、やはり得権益がある、また権利がある財産に関して、市のほうがあせろこうせろというような、そういう法的な権限がまだないんです。それは前回の一般質問で宮崎議員がされた中で、やはり議会の側からでも、市の側からでも意見をする、そこがないわけです、その土台が。その土台がないがゆえに、今回この調査費を出されたことをきっかけに、やはりもっと深く、基本的にその集中管理をするためには、この嬉野市の中において、そういう調査研究するところが必要だと言われるのであれば、私は賛成をします。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

あくまでもその集中管理とこの調査に関しては、私は違う、まず別だとは思いますが。そこを前提になんですけれども、今後、先ほど山口虎太郎議員がおっしゃるように、集中管理に向けたという考えで仮に行くということになるならば、むしろ、今の現状がどのような状況であって、どこにどのような故障が生じているのかということを確認にする。それに対して今回新規予算でこの調査を取り組むというようなことであると私は理解しておりますし、さきの議案質疑の中でもですよ、今後このデータを基に嬉野市の財産である温泉の持っていき方も検討していく必要性もあるだろうということで私は理解しておりますけれども、再度、そういうことを踏まえて、なぜ修正に至ったのか、お尋ねしたいと思います。

○8番（山口虎太郎君）

もう一度言いますが、やはり既得権益、そういう権利がある個人の所有物であることを市のほうがまだきちんとお互いにこれを共有しながら話し合いを進めようというところの段階ができていない中で、嬉野市が一方的にこういう予算をつけるということに関して、どうしても私は納得がいかない。ですから、それが本当に全体が温泉をどういうふうに享受するのか、そういう部分をやはりもっと具体的な形で議論をされてきたという経緯をつくっていかねばならない。そのためには、きちんとした嬉野の市庁舎に温泉課をつくるなりして、そこから始めるべきじゃないかというところでの考え方の違いです。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

ちょっと私は余り、勉強不足なところもありますので、最後にお尋ねしますけれども、既得権益、既得権益ということでおっしゃられておりますけれども、その既得権益、これが具体的にどうこうこの部分で入っていくのか、その考え方を最後にお尋ねしたいと思います。

○8番（山口虎太郎君）

そこに関しては、以前、民間の温泉の旅館の業者の方が、温泉への嬉野温泉の研究として、

いろんな課題を、法的な部分、それから温泉法の絡みから調査をされております。この調査をされた中に、本当に今から先の嬉野の温泉の集中管理に対しては、そういう権利というものをもっと深く研究しないかんといいことを書いておられます。

その意味において、私が解釈するならば、まず源泉というものは個人の所有権があります。配湯管においては、配湯管をされた業者の資産であります。そこを触るといことは非常に問題が出てくるわけです。そういう点で、私はそういうふうに解釈して今回の調査費に関して駄目でしょうという形で、修正動議をかけているわけです。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、先ほど来からの質問の続きになりますが、個人の財産に対して市側から意見が言えない、土台がないという答弁をされていますが、先ほどの大串議員の質問でもあったように、議案質疑においても、そういったところも踏まえて——踏まえるかどうかあれですけど、今後は条例制定も視野に入れたということでの御答弁がありましたよね。なので、そういうところも今後、検討材料として考えられるというふうにも私個人としては考えましたが、そういったところ、もう一度、山口虎太郎議員としては、そこはどのように解釈をされているのか、お伺いします。

○8番（山口虎太郎君）

先ほども言いましたが、令和4年の一般質問において市長が答弁されましたように、温泉に関しては、そういう利権や既得権益があるということをしかりと述べておられます。その結果、今回の温泉管、配湯管の調査というものに対して、まだ触れるべきではないと。それは、まだそこに行くためのいろんな研究なり、専門家の助言、そういうものを含めた段階的な研究が必要であり、そこを踏まえた上でやるというのであれば私は了解をします。ところが、まだ時期的にそれができていないと私は見ておりますので、今回の予算に関して修正を求めたものです。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

昨年の一般質問のお話をされていますが、今回は、この議案、提案において、市長がまた今後の方向性というものも議案質疑の中で示されたとは私は理解しています、去年はそうだったかもしれませんが。今回においては、新たにそういったことも踏まえるということで検討をしていただけるというふうにご示していただいたというふうに私は理解していますし、今回の調査についても、これは先ほど来から言われている、個人の所有権はあるにしても、嬉野市全体としても、観光の面からも観光戦略等にも温泉のことを触れられていますが、そう

いったところにおいて、市としてもやはり観光資源としての温泉をどういうふうを守っていくのかという責務といたしますか、そういったところの考えもあって今回このような調査ということで予算計上されたとは私は理解していますが、もう一度そこを踏まえて、どのようにお考えでしょうか。

○8番（山口虎太郎君）

水山議員が言われることは分かります。そこは見解の相違かも知れませんが、段階的に私は前回の市長の答弁から聞いておりまして、まだ難しいという判断の中から、今回の温泉管の現況調査に対して市民の税金を使ってまだやるべきじゃないというところの判断をしたわけですから、それが私の判断です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

先ほどから山口虎太郎議員がおっしゃっております既得権益、この既得権益に対してどういうふうに関わるからいけないとおっしゃるんですか。例えば既得権益、確かにそこら辺はあります。しかし、調査であって工事をするのではないわけですね、今回の調査が。だからそこら辺が、その既得権益に対してどういうふうにそれがいけないのかというのがよく分かんないです。先ほどからしゅっちゅう既得権益、既得権益とおっしゃいますけど、その既得権益を害する行為なのか。先ほどから、所有者と協議をしながら調査あるいは研究をしていくべきだというふうにおっしゃいますけど、今回まさにそれに当たるんじゃないんですか。あくまでも源泉所有者の方と話し合いをしながら、そして今回、1万メートル、3,000メートル本管、8,000メートルが支管ですよ。執行部の説明によれば、8,000メートルに関しては、これは所有者じゃなくて、それを使っている方の所有というふうな説明を受けました。

そういう中でね、やはりどこから漏湯しているのか、あるいはどういう配管になっているのかを調査しないと先へ進めないでしょう。工事をするんじゃない。あくまでも調査をするということがなぜ既得権益に反するのか、そこをまずお尋ねをいたします。

○8番（山口虎太郎君）

まず、今、田中議員が言われたように、工事はしていないと言われます。私が判断したのは、まず、昨年からの漏水をした中で、事業者の方は自分でもう工事をされております。ということは、当然、自分の配管等のそういうことはもう理解されているわけです。そこにもって、わざわざ市がまた新たに調査をしますというところは非常に問題があると考えております。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

嬉野市が今後、観光という一つの温泉というものを軸に持っていくという上において、先ほどからおっしゃいます源泉の集中管理でいろいろおっしゃいますけれども、どういうふう
に今後温泉が、将来、永劫、本当に嬉野の財産として守っていくか、そういった意味におい
て、今それをある意味やっておかないとどうしようもないというふうな、そういうふうな執
行部の考え方というのを私は理解しました。確かに、おっしゃる意味は分かるんですが、今
後ね、今後そういった嬉野市の観光としての資源、これを守っていくために今やっておかな
ければいけないことだというふうに私は理解をしております。木を見て森を見ず、要するに、
私はそういうところじゃないかなと思います。ですから、今回なぜこれを出されたのか、私
はそれが分かりませんでした。

既得権益ということに関しても、何を私は害を、そこに対して害をすることじゃないとい
うふうに私は理解をしております。

○8番（山口虎太郎君）

そこをもう一回言うとなれば、やはりこれまで市長も一生懸命、源泉所有者会議あたりで
努力をされております。

ところが、庁舎に、やはり温泉の専門となる交渉ができるようなそういう課もありません
し、専門家もいません。そういう中で、市長も苦慮されていることは、そういう既得権益が
あるという中での話がなかなか進めないという部分も前回の答弁でおっしゃっておられます
ので、やはりここは、もっときちんとした形で話し合いとかが進めるようになった段階でそ
うい調査費は出していいんじゃないかと私は考えます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今までの議論を聞いて、これについては私も、昨年、一般質問で取上げさせていただいて、
そのときは、漏水によって市民の安全を確保してほしいと。嬉野温泉は高温でありますので、
そういったことで、危険だから市としても、そういう市民の安全を守るという意味ではそ
うい調査をしてほしいと。また、資源についても確保すべきじゃないかというようなそ
うい質問をさせていただきました。

それで、既得権益とかいう話が先ほど出ておりますけれども、私はそのときに、この温泉
管については嬉野市内を張り巡らしてあるわけですよ。そういった意味で、個人事業主の
ところの敷地だけにあるという話じゃなくて、市道のところを通ったりとか、そういう公共性
がかなりある配湯管だと思っております。そういう意味で市民の命を守る、また、この嬉野
の大切な資源を守るという意味で市が関与するというのは当然のことだと思って質問させて
いただきました。そういう意味では、先ほどの話ではありませんけれども、全体会に立って

この案については判断すべきと思いますので、そこらについてはどのようにお考えでしょうか。市民の安全また既得権益以前に、こういう嬉野市内全体に張り巡らされているというこの状況、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○8番（山口虎太郎君）

今、市民の皆さんの温泉に関わる享受がどういうふうに考えるかというふうに私は受け止めたんですが、これは以前にも、やはり温泉管の漏水ということでいろんな問題とか事故があっております。それも聞いております。

その中において、道路の場合は、やはり道路の管理責任が市のほうにもあるというところでのいろんな裁判なりになったということも聞いておりますので、ここはさっきも言いましたが、やはり事業者の方が自分の責任、会社の責任なり、そういう配湯管の管理は自社がやるべきであって、今、市がやるべきことではないという判断をまだしています。

あと、社会的なそういう公益性を言われるのであれば、やはり源泉の集中管理、それでそういう話合いが進めるような段階というものをつくっていかなきゃならんと思います。だからその一歩として、私は、配湯管の現況調査をするんじゃなくして——市長は、これから将来に向けて源泉の集中管理をやりたいと、そのために今モニタリングもやっているんだというところで、やはり理由づけをきちんと出してこの予算を今後、新しい技術者とか、そういう人たちに働いてもらって、後のそういう研究につなげたいというのであれば、私はそれでオーケーをします。しかし今現況のように、ただ一方的に……（「簡単をお願いします」と呼ぶ者あり）市がね、市民の税金を使ってやっても何ら効果がない。

○議長（辻 浩一君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

いろいろ述べられましたけれども、1つだけ聞きたいのは、そしたら、市がこの温泉管について掌握しなくてよいとお考えなのか、この点について。

それと、先ほど冒頭で私言いました市民の安全を守るという部分についてはどのようにお考えなのか、これはまだ答えられていませんので、その2つについてお伺いします。

○8番（山口虎太郎君）

市民の安全を守るためにも、確かに、道路管理者としての市の責任は関わってきます。しかしそれ以前に、温泉が漏れること自体をちゃんとした仕事をするには、やはり事業者の権利であって、その人の責任であるわけですね。それはなぜかという、要するに温泉の配湯料をもらっておられますし、利益をそれで得ておられますので、そこを市のほうが持っていくというわけにはいかないと思います。

それで、市民の安全をとわれます。市民の安全を守るためには……（「あと後段の部分で結構です、後段の部分。市がこの温泉管について全く関与しない、要するにそういう状況

が分からなくていいのかどうか」と呼ぶ者あり) 状況が分からない。

○議長(辻 浩一君)

梶原睦也議員。

○15番(梶原睦也君)

もう一回言います。要するに、今回、温泉管の調査の費用が出ているわけですよね。それによって、嬉野市としても温泉管の状況をつかめるわけじゃないですか。それが今までないわけですので、これをするによって、市としても温泉管の状況をつかめて、次の対策に持っていけるということで判断しておりますけど、その点について、市がこの温泉管がどういふふうになっているかというのも分からなくていいのかどうか、これについてお伺いしております。

○8番(山口虎太郎君)

分かりました。それは、事業者の方が工事もされて補修もされておりますし、多分、配湯管に関しては、多分自分たちで把握されておると思います。でなからんと、それを市にやってくれと言われても、私はちょっとそれはおかしいと思うんですね。だから、そこの維持管理というのは、やはり事業者の方の責任でやるべきであって、今、市がやるべきじゃないと。

以上です。

○議長(辻 浩一君)

いいですか。

ほかに。宮崎良平議員。

○9番(宮崎良平君)

もういろいろと意見は出たんですけど、ちょっといまいち分かんなかったですね。

それこそ、1つ分かんないのが、この事業をやることによって既得権益が生まれるのかどうかというのがちょっといまいちぴんと来なくてですね。逆に、これはそれこそ市が調べて、調査して、要は今後の——今の状態でいうと、この所有者に対して漏湯管においては、市として、今までお願いベースでしかできなかったわけですね、これは所有権があるということで、なかなかお願いベースでしかできなかった。これは管の更新とかね、こういったことも多分促してはおられたと思うんですよ、今までも。でも、これができていない。しかしながら、所有者の権利というものがある中で、なかなかこれは難しいじゃないですか、御主張をされると、ですよ。ただ、これはこのままじゃ、これまでどおりね、これまでどおりですよ、お願いベースでただお願いして結局できていないというようなこのような状況でね、要は資源を保護できない状況でいいのかどうか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○8番(山口虎太郎君)

今、宮崎議員が温泉資源の保護ということで言われたわけなんですけど、温泉資源の保護と

いうところでは、やはり市長も言われているとおり、集中管理をすべきだという考え方でおります。

それで、今、宮崎議員が言われたその保護という部分と配湯管の維持管理というのは、やはり配湯管を持った会社がやるべき課題であって、そこで利益を得ておられる会社に対して市が調査を入れてすることは俺はできないと、その判断です。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

いや、配湯管の維持管理は当然やらなきゃいけないですよ。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）やらなきゃいけない。ただ、これは調査なんですよ、調査。それで今後、今までと同じように、根拠も何もないまま——今根拠が何もないんですよ、あそこが漏れているよ、ここが漏れているよというぐらいで根拠が何もないんですよ。根拠も何もないまま、それこそ指摘したところで、何の意味もないんですよ、今までと同じなんですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）だから、市の武器として持つためにこれをやるんですよ。

それで、所有者ともお話をされたという話がありましたもんね、委員会の中で言われましたよ。それで、所有者とも話して、みんなで温泉を守っていかなきゃいけないから、本来は多分、こんな調査なんかされたくないですよ、既得権益があるんだったら。でも、みんなで温泉を守っていかなきゃいけないというところで、今回は市が調査をするというところなんですよ。ここにおいてどういうふうにお考えなのか、お伺いします。

○8番（山口虎太郎君）

そこはもう先ほどからずっと話をしているとおり、やはり、温泉管は相手の、事業者の資産であって、また、源泉は源泉の所有者が権利を持っておられます。そこには、宮崎議員も前回質問されたように、市のほうとしては何ら触ることができないという今の現状です。だから、私は、そのことを醸成するためには、嬉野庁舎に、足元にきちんと温泉課をつくって、その中で研究をされてからやるべきだと。そのための予算としてされるのであれば私は別に問題ないと思います。

○議長（辻 浩一君）

宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

そのための予算なんでしょう、だから。だと思っんですけど。それでもういいです。ある程度返ってくることは多分一緒だと思うので。

ただ、もう一つ言うと、これは常任委員会の中でも、それこそ委員長として、この事業について常任委員会が1日余っていたんですよ、予備日があった。にもかかわらず、深掘りすることなく委員会は閉じられたんですよ……（「うんっ」と呼ぶ者あり）予備日があった

じゃないですか、1日。3日目……（「はいはい」と呼ぶ者あり）でしょう。そこで、仮に常任委員会の中で深掘りできなかつたら、3日目、あそこ1日空いていたじゃないですか。その中で深掘りすることもうできたわけですよ。本来ならばね、本来ならば、その1日をね、事業の深掘りをするために充てる。それで、執行部よりまた説明を受けて、より深く議論すべきだったと思うんですけど、そこら辺を踏まえて——議論を踏まえた上で修正動議を出すんだったらまだいいんですけど、それが筋だと考えるんですけどね。そこについて、再度御答弁をお願いします。

○8番（山口虎太郎君）

お答えします。

嬉野市、要するに役所というところは、やはり法令、規則、そういうもので仕事をされております。我々議員も、そういう規則や判断の下で仕事を判断していくわけです。その中で、今回の予算が、市が税金をもってやるべき事業じゃないと私は判断をしたわけです。

以上です。（「答えがちよっと違う」「委員長としてどう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）動議を出すこと自体が、委員長とかなんとかの問題があるわけですか……（「そういうことじゃなくて、要は、もう一日深掘りだってできたわけでしょうということですよ」と呼ぶ者あり）そこは私は、あくまで、せいけん、あの場で主張したのは、既得権益のそういう権利がありますよと、そういうところに対してはね、触ってはいけませんよということの一貫して話をしてきたわけです。（「委員会の話です。もう結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですので、これで発議第5号の質疑を終わります。

日程第3．討論・採決を行います。

なお、議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例については、地方自治法第4条第3項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。

それでは、議案第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで議案第2号の討論を終わります。

議案第2号について採決をいたします。

議案第2号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第2号 専決処分（第3号）の承認を求めることについては可決をいたしました。

次に、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

議案第3号について採決をいたします。議案第3号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については可決をいたしました。

次に、議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例についての討論を行います。討論ありませんか。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

それでは、議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例についての反対討論をいたします。

まず、今回の嬉野市役所の位置を定める条例についての反対の理由といたしまして、議案第13号として塩田庁舎等利活用基本構想を議案として上程されております。この基本構想は議決案件であります。塩田庁舎等利活用基本構想が議決された後、市民に対して今後の塩田庁舎の利活用についての合意形成を十分に図り、理解を得ることが優先事項であると考えております。それをもって位置条例を定めることが重要であると考えます。よって、議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例については、上記の理由により反対いたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次、反対討論はありますか。阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例について、反対の討論をいたします。

塩田町には、まだまだ反対の意思を掲げているところがあります。町民の感情を考えると、この条例はまだ早過ぎるかなと思います。

隣接する自治体を見ても、建てた後に位置条例を変えている例もありますので、以上をもって反対の討論とさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論ありませんか。芦塚典子議員、反対ですか。

○13番（芦塚典子君）

議席番号13番、芦塚典子です。今回の議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例について、反対の立場で討論いたします。

昨年、令和5年6月1日から始まる議会において、議案第30号 嬉野市役所の位置を定める条例が提出されて1年を経えていない今議会において再度議会に上程されましたが、市民の声は、なぜ、新庁舎が建設されていない現状で急いでいるのかと疑問の声が上がっております。市民にとっては、まだこの議論は十分に説明ができ、市民への醸成ができたと言えない時期と思います。新庁舎建設において、市役所の位置を定めるのに拙速しているとしか市民にはうかがえないという状況です。この議案についてこの議会において制定を急がれるのは、市政においても、市民にとっても疑問の声があります。

市役所の位置を変更するに当たっては、市民の最も便利であるように、交通事情等、また、他の観光所との関係等について適切な考慮をしなければいけません。また、市役所の位置は住民の利害に関する点が大きいのであり、また、町全体の今後の環境に変化を来し、市民にとっては住環境においても変化の不安材料になっております。したがって、市民の様々な不安材料を取り除き、安心して新庁舎の建設を理解できるような市政運営が必要ではないかと思われまます。それには、新庁舎の実施計画等が着々と進み、新庁舎の建設が進行し、新庁舎の位置が市民の立場から現実のものとして理解できる時点で新庁舎の位置を定めるという市政運営が市民の理解を得ることができ、また、市民から評価をされるのではないかと考えます。したがって、あと少しの時間を市民への新庁舎への醸成の時期として猶予の時期を持ち、新庁舎建設に位置を定めてどうかと考えます。よって、この議案には反対を表明いたします。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の討論を終わります。

議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例についてを採決いたします。

議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例については、冒頭にお伝えいたしましたように、地方自治法第4条第3項の規定に基づき、出席議員の3分の2以上の同意が必要となります。それを満たさない場合は否決となります。

本日の出席議員は16人であり、全員出席であります。議員数の過半数を満たしております。また、その3分の2は11人です。

議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例についてを原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。賛成13で3分の2以上です。したがって、議案第4号 嬉野市役所の位置を定める条例については可決をいたしました。

次に、議案第5号 嬉野市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

議案第5号について採決をいたします。

議案第5号を原案のとおり決定することについての賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第5号 嬉野市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第6号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

議案第6号について採決をいたします。

議案第6号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第6号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第7号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

議案第7号について採決をいたします。

議案第7号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第7号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第8号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

議案第8号について採決をいたします。

議案第8号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第8号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第9号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

議案第9号について採決をいたします。

議案第9号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第9号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第10号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

議案第10号について採決をいたします。

議案第10号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第10号 嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。

議案第11号について採決をいたします。

議案第11号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第11号 嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第12号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。

議案第12号について採決をいたします。

議案第12号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第12号 嬉野市税徴収等の特例に関する条例を廃止する条例については可決をいたしました。

次に、議案第13号 塩田庁舎等利活用基本構想についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。

議案第13号について採決をいたします。

議案第13号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第13号 塩田庁舎等利活用基本構想については可決をいたしました。

次に、議案第14号 嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。

議案第14号について採決をいたします。

議案第14号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第14号 嬉野市新市建設計画

(まちづくり計画)の変更については可決をいたしました。

次に、議案第15号 指定管理の指定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。

議案第15号について採決をいたします。

議案第15号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第15号 指定管理者の指定については可決をいたしました。

次に、議案第16号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

議案第16号について採決をいたします。

議案第16号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第16号 令和5年度嬉野市一般会計補正予算（第8号）については可決をいたしました。

次に、議案第17号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

議案第17号について採決をいたします。

議案第17号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第17号 令和5年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については可決をいたしました。

次に、議案第18号 令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

議案第18号について採決をいたします。

議案第18号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第18号 令和5年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については可決をいたしました。

次に、議案第19号 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

議案第19号について採決をいたします。

議案第19号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第19号 令和5年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）については可決をいたしました。

次に、発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案についての討論を行います。

まず、山口虎太郎議員ほか1名から提出されました発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について討論を行います。討論ありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

議席番号15番、梶原睦也でございます。発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について、反対の立場から討論を行います。

今回の修正案箇所である温泉配湯管現況調査については、令和5年9月議会において私の一般質問でも取り上げましたが、温泉配湯管現況調査の必要性は、配湯管の老朽化により嬉野温泉特有の高温の温泉紛失による事故を防ぎ、市民の安全を確保するためと考えております。

2点目は、嬉野市、また嬉野市民にとって温泉は大切な資源であり、特に観光を主体とした我が嬉野市にとっては、温泉資源の枯渇は死活問題でもあります。行政がその調査をすることは至極当然なことでもあります。原案を修正する意味が見いだせません。よって、この予算案を修正することには反対の意を表明いたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論ありませんか。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について、賛成の立場で討論をいたします。

温泉配湯管現況調査450万円についてですけど、令和6年3月議会に提出された議案第20号 嬉野市一般会計予算に計上された商工費委託料、温泉配湯管現況調査について、一般財源、委託料として算出することは、慎重な取扱いを要すると思います。

今回の配湯管現況調査は、対象として温泉配湯を行っている個人あるいは法人等の所有権、いわゆる無形固定資産に從属する温泉施設であり、その現況調査に市の公的資産を投入することになります。この場合、温泉権という債権を有する資産については、その維持管理、配湯に関して、市としての明白な規則、例えば、嬉野市としての温泉配湯管管理規則または温泉条例等の法整備が必要と思われます。温泉配湯管の維持管理、あるいは温泉配湯管の敷設の公道上の問題、あるいは行政法上の問題等に対して、市としての対抗要件を明白にするべきであり事業遂行については慎重に当たるべきと思われます。

嬉野市として、温泉に関して法整備を明確に完了した後、市民の貴重な税金である公的資金の一般財源歳出における公平性と透明性、この要件が満たされると思います。しかるに、嬉野市としての温泉配湯管管理規則または温泉条例、皆無の場合には、この事業が遂行することはすごく危ぶまれます。よって、この事業の執行に関しては再考を求めるところです。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかに反対討論ありませんか。反対ですか。（発言する者あり）

反対の討論の方はいらっしゃいませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

議席番号9番、宮崎良平でございます。私は、この発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもってこれは民間が所有するもの、今回は、いわゆる配湯管の現況調査を市が行うという、字面だけ見ると違和感を持つことは分からないわけではございません。ただ、現況を鑑みた場合、市内各所から配湯管の漏れが確認されており、嬉野市の大切な資源である温泉を無駄に浪費されていることから、これまでも、資源保護の観点から配湯管の更新等を促してきたものの、エビデンス、根拠がはっきりしないままお願いベースになってきたと、そのまま注意勧告されてきた、こういった経緯がございます。それこそ、民間が所有するものに調査もエビデンスもなく、配湯管の漏れにより、たくさんの嬉野市の資源が無駄に浪費されていますよといったところで何の効力、説得力もなく、嬉野市のこの嬉野温泉という大切な資源を保護することなく今までは見て見ぬふりになってきたというふうに感じております。これにおいては、市も、市内の配湯管所有者も、大いに反省とともに、資源保護のために、この先全力を尽くすことが責務と考えております。

その第一歩として、今回この温泉配湯管の現況調査は、目的にもあるように、調査結果を基にエビデンスをしっかりと示し、配湯管所有者に対して配湯管更新等の維持管理を強く促せ、資源の保護につなげていくものであると考えています。どう捉えても、ある一定の民間の配湯管所有者において便宜を図る等のようなものでは一切なく、逆に、嬉野市の大切な資源保護を真剣に守るため、また保護するため、市の覚悟と捉えております。

このような理由から、この修正動議において反対をさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論ありませんか。阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について賛成討論をいたします。

事業の450万円のお金は、配湯事業体の事業は民間であるため、民間でやるべきだと思います。それで、市でやるというならば、市民に対して説明が必要だと考えますので、この修正案には賛成いたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで……（「討論」と呼ぶ者あり）増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案について。

7款. 商工費、1項. 商工費、4目. 観光費委託料、温泉配湯管現況調査費450万円の修正案に賛成の立場で討論いたします。

1、この調査対象の配湯管は一事業所の所有物であり、調査をするのであれば、市税を投じるのではなく所有者がすべきであり、市税を投じることは、公平性に欠ける。

2、源泉が嬉野市の資源であるならば、市民全体で、源泉所有者も含め源泉を守っていくという機運を高めることが先決である。

1については、まずは配湯管を敷設した背景を知るべきであり、個人所有配湯管の調査に市税を投じることは、市民が納得しないと考えます。

2については、源泉が嬉野市の資源ということも理解をしますが、そうであるならば、市民全体で機運を高めるために、どのようにして守っていくかを調査前にしっかりと協議すべきであると考えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第5号の討論を終わります。

発議第5号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算の修正案についての採決をします。

発議第5号、修正案を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。反対多数であります。よって、この発議第5号は否決をされました。

次に、議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

議案第20号について採決をいたします。

議案第20号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。賛成多数であります。したがって、議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算については可決をいたしました。

次に、議案第21号……（「議長、動議」と呼ぶ者あり）芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算に関する附帯動議です。賛成議員は山口虎太郎議員です。

○議長（辻 浩一君）

それでは、ここで議運を開催したいと思います。

暫時休憩をお願いいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

先ほど議会運営委員会が開催されました。その結果について報告を求めます。梶原睦也議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（梶原睦也君）

先ほど、13番芦塚典子議員から動議が提出されました。

議案第20号 令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議でございます。先ほど議運

を開きまして、この動議提出については、議運として認めたところでございます。

議案審議のやり方といたしましては、今行われております討論・採決終了後に、追加日程として提出をさせていただきます。そこで質疑、また、討論・採決を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、追加日程として上程することを決定いたしました。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ここで暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時57分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

休憩前に続きまして、討論・採決を行います。

次に、議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

議案第21号について採決をいたします。

議案第21号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第21号 令和6年度嬉野市国民健康保険特別会計予算については可決をいたしました。

次に、議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

議案第22号について採決をいたします。

議案第22号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第22号 令和6年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算については可決をいたしました。

次に、議案第23号 令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

議案第23号について採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第23号令和6年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計予算については可決をいたしました。

次に、議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

議案第24号について採決をいたします。

議案第24号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第24号 令和6年度嬉野市下水道事業会計予算については可決をいたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで諮問第1号の討論を終わります。

諮問第1号について採決をいたします。

諮問第1号を原案のとおり適任と認め答申することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め答申することに決定をいたしました。

次に、議案第25号 嬉野市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例についての

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

議案第25号について採決をいたします。

議案第25号を原案のとおりに決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、議案第25号 嬉野市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例については可決をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後0時3分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

昨日、議員発議として諸上栄大議員から発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議についてが提出され、議会運営委員会が開催されました。

本日、議案第15号 指定管理者の指定についてが可決されたことに伴い、追加議事日程といたします。

追加日程第1. 発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議についてを議題といたします。

提案の理由を求めます。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

議席番号6番、諸上栄大でございます。

発議第6号

議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年3月19日提出

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提出者 嬉野市議会議員 諸上 栄大

賛成者 嬉野市議会議員 田中 政司

賛成者 嬉野市議会議員 森田 明彦

賛成者 嬉野市議会議員 山口 卓也

理由 指定管理者の指定については理解はするものの、その導入スケジュールについて、今後は指定管理者制度運用ガイドラインに沿った対応を的確に遂行していくことを強く求めるため。

議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議（案）

嬉野市社会文化会館は、指定管理者制度の導入に向け、令和5年度当初予算において、指定管理者選定委員会の予算が計上され、その後、指定管理者制度運用ガイドラインに基づき計画的な協議が遂行されていたと思っていた。

しかし、嬉野市社会文化会館指定管理候補者選定協議報告書には、令和5年12月6日に第1回指定管理者選定委員会が、また、令和5年12月18日には第2回指定管理者選定委員会が開催され、令和5年12月20日に指定管理者募集の告示及び募集開始された。結果的に令和6年2月2日の第3回指定管理者選定委員会において、指定管理者が株式会社佐賀広告センターに決定され、令和6年度途中からの指定管理を開始するという状況に至っている。

今回の指定管理者の指定については、そのスケジュールにおいて指定管理者制度運用ガイドラインに沿った遂行がなされておらず、また、指定管理候補者にかかる情報の公開の取り扱いについても、基本方針に基づいた対応が一部しかなされていない状況であり、進捗状況の遅れる理由等の説明が議会に対しても行われなかったことは、非常に残念である。

指定管理者については一定の理解はできるものの、今後の指定管理者制度の導入に向けた取り組みにおいては以下の事項に十分留意するよう求める。

記

- 1 今後、指定管理者の指定は指定管理制度運用ガイドラインのスケジュールに沿った対応を行うことを求める。また、やむを得ず、進捗が遅れる場合等には、議会への説明を行うことを強く求める。
- 2 今後、指定管理候補者にかかる情報公開においてもその基本方針に沿って速やかに行うことを求める。
- 3 誰もが指定管理制度について知ることができ、また、導入スケジュールなども確認できるよう、指定管理者制度運用ガイドラインの公表を求める。

以上、決議する。

令和6年3月19日

嬉野市議会

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議につ

いては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議についての質疑を行います。

なお、発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議については、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

確認をさせていただきます。

今回、諸上議員がこの附帯決議として出されようと思った理由を述べられていますけれども、どうして議案第15号の中で反対として示されなかったかということと、あと、この文面の中にもありますけれども、基本方針に基づいた対応が一部しかなされていない状況というところの説明をお願いいたします。

○6番（諸上栄大君）

お答えします。

まず、1点目の、なぜ、議案第15号 指定管理者の指定についてで反対をしなかったかということに関しましてです。

先ほど理由の中でも申しましたとおり、結論的に指定管理者の指定に関しては理解しました。そういう状況で反対はしないというところであります。

2点目に、基本方針についてというところがありますが、その運用ガイドラインの中に、まだこれは公表されておりませんが、恐らく、今までの指定管理制度の経緯に関しては増田議員も御存じかと思いますが、ホームページ等で情報提供をされていた状況だと思います。それに関して、恐らくそこの根拠となる部分が基本方針の中に記載されてあると思いますので、そこにのりつた対応をしていただきたいというところを提案理由の中に盛り込んだ次第でございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議についての質疑を終わります。

次に、発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決をいたします。

発議第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締切ります。全員賛成であります。したがって、発議第6号 議案第15号指定管理者の指定についてに対する附帯決議については可決をいたしました。

暫時休憩します。

午後0時12分 休憩

午後0時17分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

追加日程第2. 発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

発議第7号

議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年3月19日提出。

嬉野市議会議長 辻 浩 一 様

提出者 嬉野市議会議員 芦塚 典子

賛成者 嬉野市議会議員 山口虎太郎

理由 令和6年3月議会に提出された議案第20号嬉野市一般会計予算において、商工費委託料、温泉配湯管現況調査費は、活発な議論の下、慎重審議の結果可決されたが、この実質的な事業執行がより公正かつ地域の利益を考慮した形で進められることを求めるため。

議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議（案）

令和6年度嬉野市一般会計予算歳出中、（款）商工費、（項）商工費、観光費委託料、温

泉配湯管現況調査4,500,000円が計上されている。事業の目的は嬉野温泉の重要な観光資源である温泉を配湯している温泉配湯管の現況を調査することで、調査結果をもとに所有者に対して配湯管更新等の維持管理を促すとともに温泉旅館等への円滑な温泉配湯を図り、資源の保護及び嬉野温泉全体の継続的な発展に寄与することを目的とする。

事業内容としては、嬉野温泉街一帯に張り巡らされた温泉配湯管の現状、漏湯等の調査配管図、所有者、状況等報告書作成とある。

この事業においては、温泉配湯管現況調査は温泉配湯管所有者の所有物の調査であり、慎重な事業執行を求める。

記

- 1 温泉配湯管現況調査は、観光立市嬉野市民の利益を最優先に捉えて実施されるべきである。
- 2 温泉配湯管現況調査においては、環境保全に配慮した調査方法を採用することが求められる。
- 3 温泉配湯管現況調査は、透明性と公平性を確保し、その責務を明確にするため第三者機関によって慎重に行われることが望ましい。
- 4 温泉配湯管現況調査は、地元住民や温泉関係者等と十分な情報共有と協力を行うことが重要である。
- 5 温泉配湯管現況調査の結果に基づき、必要な改善策を協議することが重要である。
- 6 調査結果の公表においては、調査の目的や方法、調査結果、また作成された状況等報告書などが明確に示されるよう、広くアクセス可能な形式で公表されることを求める。

以上決議する。

令和6年3月19日

嬉野市議会

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議に対する質疑を行います。

なお、発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議は追加議

案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑はありませんか。山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

3点お伺いいたします。下記の数字の2、環境保全に配慮した調査方法、これが大体どういったものを指しているのかというのをまずお伺いいたします。

次に、3の「透明性と公平性を確保し、その責務を明確にするため」というふうに書いてありますが、ここの意味するところとか、意図するところを、どういったものかというのを聞きたいです。

最後、3つ目が6の調査結果の公表ということですが、個人の財産が特定される部分については個人情報になると思いますが、そこは個人情報ということで公表はできないと思いますが、そこら辺の御理解はどういうふうに行われているのか、そこをお伺いいたします。

○13番（芦塚典子君）

それではまず、第2の点についてお答えいたします。

温泉配湯管現況調査において環境保全に配慮した調査方法といいますのは、皆様御存じのように、温泉法において温泉というのは、地下あるいは地上に露出した温泉のことをいいます。それで、その調査あるいは掘削方法において、周りの環境を一時的に崩さなければならない状況がありますので、その点は、この温泉を十分に保護するための技法において、この調査方法がなすべきだと思っております。

次に2番目の、第三者機関によって慎重に行われることが望ましいというのを質問いただきましたけど、これは特に、温泉権というものは個人の資産であり、無形固定資産になりますので、債権、物件が存在します。それで、債権、物件が存在すると民法上の法規制というのが浮上しますので、そういう民法上の法規制というのに市が明文化して対抗できるようにすべきというのは、先ほど私が申しましたように温泉配湯管管理規則あるいは嬉野市の温泉法、条例等を整備した後でこれを調査すれば、そこに対する民法上あるいは債権等に対する第三者に対する対抗条件ができますので、その辺は責務を明確にするため、第三者機関によって慎重に行われることが望ましいというのを付け加えました。

それと、6番目の調査結果の公表においてはということなんですけど、市の主要な事業の説明書の中にこの調査の結果の公表というものを明示してありまして、その中に、調査の目的、方法、調査結果、また、策定された状況報告等を公表するというのを明示されております。ですので、市のほうは、その関係者等の個人情報をしっかりと捉えて、この公表をしていただくことだと思いますので、この公表においては、その期限とか公表手段は申しませんが、広く市民にアクセス可能な形式で公表されることを求めるということでここに記載しました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

その3つ目の、おっしゃっていた民法上の例えば物損とかあった場合はそういった不用意な責めを市が負わないような形でということは理解しましたので、そういったことなんだろうなと思ったんですけど、この文章ではそういったことも読み取れますけれども、先ほど、条文を付した後でとか、そういった文言は書いていないと思うんですよね。そこまでの理解を求めるのであれば、またそういったふうに文章を書いておかないと、皆さんの共通理解としてはなかなか難しいのかなと。

先ほどおっしゃった、債権とか物件とかを明文化して事前に対抗するとか、そういったところは非常に重要だと思いますので、ここに書いてある「その責務を明確にするため慎重に行われることが望ましい」と、そこでとどめとっていいわけです。先ほど、その反対されたときに言われた条例を先にしとかんと認めんとか、そういったところまでだとさっきと同じふうになってしまうんですけど、そこをちょっときちんと整理をされて答弁をしていただきたい。

それと公表に関しては、個人情報、これに関してはやはりどうしても個人の財産をそれこそ公権力で調査をすることになりますので、例えば税務署、詳細にしろ何にしろ、それが第三者に公表されるようになったらそもそも同意されていないと思うんですけども、そこらの個人情報の取扱いをもう一度聞いてもいいですか。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

責務を明確にするため第三者機関によって慎重に行われることが望ましいということで、そこまで、ここに言及すべきではないという御意見ですけど、その点においては、市長の以前の答弁において、温泉法あるいは規則によって温泉関係の法律は整備すべきという答弁があったことがあります。その点は、執行部のほうも理解していらっしゃると思いますので、そこまでがなじがらめにはしなくていいかなと思って、「その責務を明確にするため第三者機関」ということで、そういう法整備をされることを望むという意識はありますけど、この附帯決議にはそこまで明記しなくていいのかなと思って、そこは賛成討論だけにとどめました。

そして情報公開等、これは執行部等の結果の公表において、調査の目的、方法、これは個人の所有物でありますので、その点はしっかりと個人情報の公開等に執行部として不当なそういうあれがないようにしていただけたらと思ひまして、この6番目も、その辺はもう当然のことと思って触れませんでした。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

最後の情報公開とかそういったところに関しては、必要な部分と公表できない部分とかあるんですけども、そういったものに関しては個人情報保護条例とか、そういったものがあるので、それにのっとった形での、それプラスその情報公開条例とか、そういったものとの、どっちとも守った形での公表みたいな、そういった形でちゃんと理解しとっていいのか、そこだけお伺いします。

○13番（芦塚典子君）

それは、やはり法律に基づいて執行をなさっている執行部ですので、その辺は、しっかりと個人情報保護法を基にした結果の公表をなさっていただくとと思います。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ちょっと確認をさせてください。内容的に、まず第1点目ですけども、この調査について「観光立市嬉野市民の利益を最優先」という表現をされておりますけれども、この利益というのは、どういう想定をされてのこの言葉でしょうか。

○13番（芦塚典子君）

これは、私は一般論として、嬉野市というのは嬉野温泉ということで日本全国有名ですので、その利益というのは、嬉野市民あるいは関係者が享受しておりますので、これは第一に掲げるものだと思って、第1点に掲載させていただきました。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

そういうふうに分かっていらっしゃるならば逆にちょっと理解に苦しむんですけど、今おっしゃったことを裏返せば、嬉野町時代から、嬉野市においてはこの温泉資源で、過去何十年と言っていいですよ、計り知れない利益を町の人が享受をしてきたというのは紛れもない事実ですよ。例えば、分かりやすく言えば、入湯税にしる、それから、いろんな事業所の雇用も含め様々な面で、温泉というものが嬉野にあることによつてのいわゆる利益と言っていいと思いますけれども、これは計り知れない、今まで長年享受をしてきております。

それで、そういう大きな前提に立てば、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、公平性に欠けるというような表現をされた方もいらっしゃいますけれども、ここは嬉野市の財産であると大きく捉えていけば、やはり市税を投入して今回こういう事業を計画されているということですので、この1点目をあえて捉えて言えば、ここは利益を、市民の利益を最優先に捉えた事業ではないかと逆に私は思うんですけども、その点の見解、いかがでしょうか。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

森田議員がおっしゃるように、事業は、この温泉の調査ということは重要な事業であります。ただ、何度も言うておりますように、この温泉権というのが、やはり個人の債権あるいは物件に関する法律上の争点になる可能性があるのです、その点において、やはり市としては、そういうのをちゃんと対抗する、第三者に対抗できるような要件、さっき言いましたように、規則あるいは法整備をちゃんとしてからこの事業をしていただけるなら、市民として安心してこの事業の遂行をお願いするところです。ただ、その点にありますので、普通の物件じゃありません。公道上の問題、あるいは、配湯者の問題、それから枯渇関係の問題とか、様々な問題があります。それで、そういう問題が出てきますけど、それに対して市としての法整備をして、対抗条件がしっかりしている状況であれば、私はこれは今の状況ですので、反対しています。今後反対するとか、そういうあれではありません。この状況においては、市としてはもう少し行政法を完備したほうがいいんじゃないかな、条例とか規則とかですね。そういうことを示してこの文面を明記しております。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

最後になりますけどね、先ほど来、何回も説明がなされている、問答がなされている中で、源泉の所有者等とも当然、連絡、調整を図りながら進めていく事案ということで何度も説明をされていたと思いますので、先ほど議員が心配される法的問題というようなことをおっしゃいますけれども、所有者さん辺りが反対されるものに対しての調査というところまで踏み込んでおられませんので、そこを強調されるのはやっぱり非常に納得いかないなと思います。一応私、そこが気になります。

○13番（芦塚典子君）

最後のところがちょっと分からなかったんですけども。

○議長（辻 浩一君）

質問形式にしてください。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

分かりにくかったらすみません。所有者ともそういう調整を図りながら、当然了解を得ながらの調査ということをお聞きしておりますので、そういった意味で大きな問題が出てくるというのは私がまた理解できないところでしたけれども、その点についてもう少し詳しくお話してください。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

繰り返しになりますけど、この案件は、私が言いましたように佐賀県の業務課に申請して、温泉法のいろんな細事をクリアして温泉権というのが取得できますので、普通の案件とは違います。

それで、この案件に対して、債権あるいは物件として譲渡あるいは売買とかそういう案件になります。そういうのを持っておる案件に対して、市が何ら法的な防御をしないでこの事業を行うのは危ういのではないかという危惧がありますので、ちゃんと法整備をしてからこれを行ったほうがよいんじゃないかということで、この事業自体を全くするなというあれじゃないです。事業は必要だと思いますけど、今回は、まず嬉野市の問題として慎重に取り扱うべきじゃないかというのを私は含蓄しております。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

質問をいたします。

事業内容としては、温泉が一体に張りめぐらされた配湯管の現状、漏湯の調査とありますね。この事業においては、温泉配湯管現況調査は所有者の所有物の調査であり慎重な執行を求めるということで出されております。

それでね、1番から6番まであるわけですが、まず、1番の「観光立市嬉野市民の利益」、これはやはり温泉の泉源を守るための最優先にしなければならないということによろしいですね。

2番、「環境保全に配慮した」ということは、先ほど議員のほうから掘削とかという言葉が出たんですが、これは、委員会の場でも、議案質疑の場でも、掘削しての調査は行わないと。あくまでも聞き取りと、上から見た管の状況によって調査を行いますということだったんですよ。先ほど掘削してどうのこうのということはこれは当てはまらないんじゃないかなと思ったので、その点。「配湯管調査は第三者機関に」ということですよ、この文言でいけば。となれば、今回、自前でというよりも、あくまでも委託会社を選定して、委託会社による第三者機関に業務を委託して公平公正な調査を行うということですよ。

4番目、「地元住民や温泉関係者と十分な情報共有と協力を行うこと」、これについては、当然、源泉所有者等々はそういう協議を行っているという説明でした。

5番目、「温泉配湯管現況調査の結果に基づき、改善策を協議することが重要である」と、当然、この調査を行った後に、その結果を基に協議をしていきますという明確な答弁を得ています。

6番目、調査結果の公表においては「広くアクセス形式で公表されることを求める」、先ほどから何回もあっておりますけれども、要するに個人の所有するものもあるので、その点については、あくまでもできない部分もあるかも分からないけど、あくまでも市民の税金を

使ったの調査なので、できる範囲のことは公表をしていきますという市長の答弁もいただいております。

なぜね、分かっているのにこういう附帯決議を出すのか。あくまでも附帯決議というのは、議案質疑等において、そのことがなされていないからこれだけのことを附帯しますというのが附帯決議だと私は思うんですよ。あえてここでね、その附帯決議を出されるその意味を教えてください。

○13番（芦塚典子君）

お答えいたします。

1番もだったですかね。2番から行きます。環境保全に配慮した調査方法を採用するというので、私が掘削というのを申しましたけど、掘削はしないという、単なる調査ということなんですけど、水道管漏水調査によってはほとんど漏水調査がありますけど、上からのあれだけじゃなくて掘削等もありました。以前、水道課と話したときがありましたけど、掘ってみなければ分からないというような状況がたびたびありましたので、掘削というのを重点に置いたのではありません。例えば、そういうのがある可能性がありますねということで、掘削をすとか、すべきとか、そういう表現はしていません。水道課の漏水調査に関係することで、上からの調査だけでは不可能という場合もあるかも分かりませんが、そこら辺を含蓄したところですよ。

3番目の、第三者機関にというのが、先ほどおっしゃいましたように、全て――6番目までいきますけど、何で分かっていることを附帯決議に出すのかと……（「うん、そこです」と呼ぶ者あり）おっしゃるけど、法整備ができていないから出しているでしょう。それは、今後の――5番目、改善策を協議するという、そしたらこの協議というのが、平成18年にこういうのが懸案されましたので――これはちょっとまた別の問題になりますけど、集中管理に対して数億円を充てたということで、それから20年ぐらいになりますよね。真剣に本当に協議されたかと、まだ協議の余地があるんじゃないですか。そういうことで協議することが重要であると。今後、枯渇になるという可能性もありますので、そういう嬉野の温泉の負の要因については、こういう全体の関係者等の協議がさらに必要だということで、協議をしているんじゃないかと、そういうことじゃないです。今後もさらに協議が必要じゃないかということでここに明言しております。

ほかはちょっと分かりませんが、分かっていることを附帯決議に上げるなということですよ、この一番重要なことは分かっている、ここに明示していない。しかし、今後この事業をやるには必要ですから附帯決議として上げさせていただきます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今おっしゃられたことの中で1点だけ、法的などうのこうのというのに関しては私もはっきり分かりません。そこら辺どういうふうな整備というのはね、それは分かるんですが、じゃ、これを出したときに、こういうことをやっていないからやってくださいということになるんですよ、附帯決議というのは。内容の中で、執行部と私たち議会が、委員会、議案質疑やります。そういう中で一生懸命今まで議論をしてきたわけですね、議案質疑あるいは委員会。こういうことをやっていないから、こういうことをやるようにということで附帯決議をするもんだと私は思います。

先ほどおっしゃった、そこら辺の1番、2番においては、あるいは、ほかの4番、5番、6番、これは全部ね、ほとんど、こういうことをやっていきます、今後はこうしますという答弁を私たちいただいているわけじゃないですか。それなのに、わざわざ同じ附帯決議を出すということは、市民の皆さんにとってね、我々がそういうことをやっていないから私たちは言うたんですというふうに取りられるわけです。だから、そこが私はちょっと気になるわけです。全然やっていない、議会、執行部も考えていないようなことを附帯するならまだしも、議案質疑の中で、ここでやりますよと、当然こういうことをやっていきますということをおね、ここで記として書かれているので、なぜなのかなということをおねは質問をしているわけです。

○13番（芦塚典子君）

分かりました。お答えします。

これは、温泉法に関する法律ですので、法律がどうこうということをおねは言いません。ただ、これをちゃんと対抗要件として法整備をしていないとできないので、ですから、先ほどおっしゃったように、もう十分協議しているじゃないか、検討しているじゃないかと、これでいいというわけじゃないんです。しかも、この事業を進めるには、そういう基本的なことが重要ですので、ここに明示させていただきました。

それで、そういうことをしていないじゃないかという表現じゃなくて、これは、さらに観光立市の嬉野市の利益を考えるべきであるとか、やはり上からだけじゃなくて、環境にちゃんと擁護したような調査方法を採用してくださいということですね。

それと、やはり市民の血税を投入するのでありますので、それが、いろんな法的な問題でこうこうされないように、公平性と透明性を確保し、第三者機関によって慎重に行ってくださいと、今まではそうだったんですけど、今からがもっと大変ですよということで、こういう明示分を基本にして今後の事業、今後の市政を進んでいただきたいということです。

ですから、今までこれがあつたからもう言う必要なかじやなかかと、そういう問題じゃないと思います。今後この温泉問題は、関係者あるいは市民の皆さんが心配しているような種々の問題がさらに出てくるとおねは思います。それに対する一番の基本的概念としてここに掲げ

させていただきました。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「もうよかです」と呼ぶ者あり）

山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

改めて確認をさせてください。ここに書いてある文章は非常に重要なことで、理解をしておりますが、ここに書いてあることと説明等の中でちょっとずれがあって、私たちが今後採決する上で、この文章を基に賛否をいたすことになります。

環境保全に配慮した調査方法については何となく分かりましたのでいいですけども、例えば3つ目、特に重要だと思います。今後、調査をしたから物損が生じたとか後々言われて、そういったものがトラブルの元になって不用意な何か損害賠償とかそういったものがないようにしなければいけないということで非常に重要です。そこについてはこの文章で理解しておりますが、例えばここ最後、文末は「望ましい」というふうに書いてあって、第三者機関は特定はできていないと、特定をされる、そういった縛りまではこの文章からは読み取れないので、望ましいということであれば、損害賠償とかそういったものがないように慎重に行ってくださいという意味で受け取れますので、そこは非常に重要だと思います。その、行ってくださいとか、その次の5番についても、「協議をすることが重要である」と。これについては、皆さん、もちろん御納得いただけるものだと思いますので、その認識をしっかりと——非常に重要なことですので、そこら辺はこの文章と説明との整合性をしっかりと取って、この文書については非常に重要だと思いますので、そこら辺の説明を、例えば、先ほど法整備をしてくださいとかいうふうな言葉が出ていましたけれども、そういったものはこの文章に書いてありませんで、法整備をしてくださいとかいう文章はないので、その賛同と、後々トラブルにならんと慎重にしてくださいというとは、そこは重要かけん、その辺ばもう一回ちゃんと言うてもらってよかですか。そがんじゃないかぎんた、附帯決議の……

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午後0時53分 休憩

午後0時54分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

梶原睦也議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（梶原睦也君）

議事進行についてお伺いします。

先ほど山口卓也議員が1回質問されて、また再度2回目質問されましたので、議事進行上ふさわしくないと思いますので、議長のほうから議事進行の対応をお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

議案質疑は3回ということになっておりますので、そういったことで、さっきの質問の取下げをよろしくをお願いいたします。

ほかに。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、確認といたしますか、この議案の質疑に対してですけど、法整備とかというのは、先ほど山口卓也議員も言われてはいなかったもので、そこはまた、この文言を読むと別問題といたしますか、今後それは執行部がどういうふうにしてなされるかというところなので、そこまでは求めてはいないという理解でよろしいでしょうか。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

3番目に、「透明性と公平を確保し、その責務を明確にするため第三者機関によって慎重に行われることが望ましい」という基本的なところは、法整備が必要だと思います。しかし、この温泉泉源問題については重要な案件でありますので、それは執行部また市長が、市としてそういう基本的な法整備とかは今からしていただけるだろうと。今後、それがないとこの事業がなかなか難しいので、それは執行部の方が当然なさなさっていただくだろうという意味合いを込めてはいますけど、3番としては、そこまでは言及しないということで、ここでどめたという状況です。法整備とか入れたら、これは何の法であるか、どういう事態が起こるのかとか、いろいろ細かいことを説明しなければならないし、それには専門的になりますので、それは今後、執行部が粛々と遂行していただけたらと思って、この3番の内容にとどめたところです。

ですので、私の意向としては、この3番のところでは法整備をどうこうというまではこの中には一応含まれていないということで、すみません。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

先ほど田中政司議員からも、既にこの件については審議をして示されているのになぜというところで、附帯決議はしていないことを言うべきだ、附帯決議として上げるべきだというふうに質問がありましたが、私個人としては、議論で確認はできたと理解はしますが、附帯決議をすることで、議会として今後この配湯管調査に対してどういうふうに見守っていくかというところも重要であるので出されたのかなみみたいな、私の個人的な見解ですけれども、

そういったニュアンスも含んでいるというふうに考えていいのか、お尋ねします。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

今、水山議員から質問がありましたように、もちろん、そういう意向はこの文面の中に込めております。ただ、細部にわたっては、ああせろこうせろじゃなくて、これで今後の嬉野市の温泉、泉源、それについて議論が深まるんじゃないかな、あるいは、執行部として基本的な問題を協議していかれるんじゃないかな、また、観光立市である嬉野市の重要な温泉、泉源でありますので、その点は、関係者並びに市、そして住民の皆様とこの問題について協議、話し合いをしながら、今後の改善策等を話し合われていくような、その一番基盤的な申入れということでこの文面にさせさせていただきました。

○議長（辻 浩一君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議についての質疑を終わります。

次に、発議第7号、議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議についての討論を行います。討論ありませんか。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

議席番号10番、川内聖二です。発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する付帯決議案に対して反対の意を表します。

先ほどからずっと芦塚議員のほうの説明も伺ってまいりました。今回この事業に関しましては、議案質疑の際にかなりの議員の皆様方からも、この内容に関しては所管のほう、また市長のほうに質疑をされて、それに対して答弁をいただいてまいりました。特に、先ほどから芦塚議員のほうが、法整備に関してはないと難しいということ、私も重々承知をしております。しかし、この調査結果を基にして、議案質疑の際に市長が申されました。条例等もこの先考えて行っていきたいという言葉もあずかっております。

そのような中で、この調査をしないことには何もかも前には進まないという状況じゃないかなと思っておりますので、あえてここでこの附帯決議案を出す必要があったかなと思って私は反対をいたします。

以上。

○議長（辻 浩一君）

次、賛成討論はありますか。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

議席番号8番、山口虎太郎、賛成討論をいたします。

今回の付帯決議に対しての賛成討論です。発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算において、商工費委託料、温泉配湯管現況調査費は、活発な議論の下に可決をされました。実質的な事業執行が求められ、市民への公正かつ地域住民への利益を考慮し、温泉資源への保護につながる調査結果の公表を求める、こういったことは言われてきましたが、特に温泉管配湯管は会社や個人の財産であり、さらに慎重な配湯管現況調査を求める附帯決議に対して賛成討論といたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ賛成討論、山口卓也議員。

○5番（山口卓也君）

提出された発議第7号 議案第20号令和6年度嬉野市一般会計予算に対する附帯決議ということで、今、御説明をお伺いいたしました。

内容についてはこの文面のとおり非常に重要なことだというふうに思います。3で示された、「透明性と公平性を確保し、その責務を明確にするため」と、ここは非常に重要だと思います。業務を遂行するに当たって、調査が原因で後々のトラブル、そういったものを防ぐためにも、個人の所有物に対する調査の同意、そういったものを口頭で行わないとか、後々確認できるように、客観性を持つように記録にとどめておくとか、調査をするとき——この文章に書いてあるのは、第三者機関によって望ましいというふうに書いてありますけれども、第三者の立会いを求めて透明性を担保しておくとか、そういったことが非常に望ましいということで賛同をしております。

6つ目の調査結果の公表に関しては、先ほど説明もありましたとおり、情報公開条例、個人情報保護条例、それにのっとった公表ということで理解をいたしましたので、そういった点、この6つに賛成いたしましたし、今後、嬉野市がそういった不用意な懸念を抱かないような形で進める、慎重に慎重を期すということは非常に重要ですので、今回の提案に関しては同意をいたします。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論はないようですので、これで討論を終わります。

これから、発議第7号について採決をいたします。

発議第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。よって、発議第7号は可決をされました。

日程第4．議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続については議長に一任いただきたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、派遣議員についてはそのように決定をいたしました。

日程第5．閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査をしたいとの申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中、継続調査をすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続調査することに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和6年第1回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午後1時8分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 阿 部 愛 子

署名議員 山 口 卓 也

署名議員 諸 上 栄 大